

# 「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」の一部改正について

平成14年5月21日 雇児発第0521001号  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

保育所における短時間勤務の保育士については、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成10年2月18日児発第85号）により、その導入に当たっての留意点を示してきたところである。

今般、規制改革推進3カ年計画（平成14年3月29日閣議決定）を踏まえ、上記通知の取扱いを下記の通り改正することとしたので、通知する。

## 記

- 1 前文中「利用者の保育需要が多様化する中で、こうした需要に柔軟に対応できるよう」を「利用児童の多様な保育需要や保育士が多様な勤務形態に係る需要に柔軟に対応できるよう」に、「平成10年4月1日」を「平成14年7月1日」に改める。
- 2 「1最低基準における定数上の保育士の取扱い」中「差し支えないものであること。」の次に「なお、この適用に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。」を加え、(1)から(3)までを次のように改める。
  - (1) 常勤の保育士が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配属されていること。
  - (2) 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充

てる場合の勤務時間数を上回ること。

- 3 「2 留意すべき事項」を次のように改める。
  - (1) 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、保育士の職務の重要性及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第48条の2第2項に基づく保育士の資質向上に係る努力義務等にかんがみ、勤務形態の如何を問わず各種研修への参加機会の確保等に努める必要があること。
  - (2) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）や雇用保険法（昭和49年法律第116号）等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の保育士が生ずることのないよう留意すること。このため、短時間勤務の保育士を導入する保育所にあっても導入しない保育所と同様の保育単価とする取扱いとしている。
  - (3) 児童福祉法第48条の2第1項に基づき、保育士の勤務形態の状況等について情報提供に努めるべきであること。
- 4 「3 実施期日等」を次のように改める。

本通知は、平成14年7月1日から適用するものである。

（後略）